所定疾患施設療養費算定状況

医療法人積善会　老人保健施設希の里

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

（算定要件）

1、所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

2、所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時算定ができない。

3、所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

・肺炎　・尿路感染症　・帯状疱疹　・蜂窩織炎

4、肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。

5、算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、情報提供を受け、当該内容を診療録に記載すること。

6、当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

7、当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

【令和5年度　算定状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）　】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺　炎	件数	1	1	1									
	治療日数	4	10	6									
尿路感染症	件数	3	1	0									
	治療日数	17	10	0									
帯状疱疹	件数	0	0	0									
	治療日数	0	0	0									
蜂窩織炎	件数	1	1	3									
	治療日数	5	7	16									